会計年度任用職員のあらまし

一令和7年11月5日現在一

1 任用期間

採用の日から同日の属する年度の末日まで(ただし、任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務成績・服務状況等を総合的に判断し、通算して5年を上限として再度任用する場合があります。)

任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。

2 報酬等 ①報酬月額(報酬額等は改定される場合があります。)

「AD-1」、「AD-4」、「AD-5」 : 157,400 円/標準月額「AD-6」、「AD-7」 : 160,900 円/標準月額「AD-13」、「AD-14」 : 163,500 円/標準月額「AD-8」 : 164,300 円/標準月額「AD-9」、「AD-10」、「AD-11」、「AD-12」 : 172,000 円/標準月額「AD-3」 : 206,600 円/標準月額 : 221,800 円/標準月額

- ②通勤経費 交通機関利用の場合:実費(原則として往復運賃の18日分相当)を支給交通用具利用の場合:通勤距離に応じた額を支給
- ③その他期末、勤勉手当を支給

3 休 暇 ①年次休暇

任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を7.5時間に換算します。(10日間=75時間)

②年始・年末の休暇

1月1日~3日及び12月29日~31日

※AD-14について、年始・年末が勤務日となる場合があります。

- ③その他に特別休暇(夏季3日など)があります。
- 4 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
- 5 その他 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。

地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限)が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

- 6 勤務時間・勤務場所について
- ・4週間を平均して1週間当たり30時間です。
- ・原則、下記のとおりになりますが、勤務時間の割り振りは所属長が決めます。
- ・業務の都合等により変更される場合があります。
- ・施設敷地内は全面禁煙です。

区分	番号	主な勤務場所	勤務時間
AD	1	文化財課地域遺産センター	8:30~17:15 の間の 7.5 時間(週
		(浜名区引佐町井伊谷)	4日) 又は6.0時間(週5日)
	2	食肉衛生検査所(中央区上西町)	8:30~17:15 の間の 7.5 時間(週
			4日)又は6.0時間(週5日)
	3	夜間救急室(中央区伝馬町)	「日勤」8:30~17:15
			「夜勤」16:45~翌9:15
			「土曜」13:00~18:30
			の組み合わせで週30時間
	4	中央福祉事業所社会福祉課	
		(中央区流通元町、中央区雄踏一丁目)	
	5	中央福祉事業所保険年金課(中央区元城町)	
	6	中央福祉事業所児童家庭課(中央区元城町)	
	7	浜名福祉事業所社会福祉課(浜名区貴布祢)	
	8	児童相談所(中央区中央一丁目)	8:30~17:15 の間の 7.5 時間(週
	9	中央健康づくりセンター(中央区元城町)	4日)又は6.0時間(週5日)
	10	中央健康づくりセンター	
		(中央区江之島町)	
	11	浜名健康づくりセンター(引佐町井伊谷)	
	12	生活衛生課 (中央区鴨江二丁目)	
	13	健康安全課(中央区中央一丁目)	
	14	動物園(中央区舘山寺町)	8:30~17:15 の間の 7.5 時間(週4日)※土日勤務あり
	<u> </u>	L	<u> </u>